

# 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

## 1 計画の位置づけ

- ・ **新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第7条の規定に基づく都道府県行動計画**
- ・ 行政、医療機関、企業、学校、住民など社会の構成員が連携・協力し、**平時の準備と新型インフルエンザ等発生時に感染拡大防止に取り組むための対策実施に関する計画**
- ・ 主たる目的として
  - ①感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する
  - ②県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるよう取り組む

## 2 改定の趣旨


本計画は、前身となる兵庫県新型インフルエンザ行動計画を平成18年1月に策定後、特措法施行を受けて平成25年10月に策定された。

3年を超える新型コロナウイルス感染症対策を経て、政府においては特措法や感染症法について所要の改正が行われ、それを受けて**令和6年7月**に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（**政府行動計画**）が**抜本的に改定**されたことを踏まえ、県計画についても改定を行う。

### 3 県行動計画改定の主な方向性

#### (1) 政府行動計画の改定内容に準じる

##### ア 政府行動計画改定内容に基づく変更点

項目	現計画	新計画の方向性
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に幅広く対応可能とする
発生段階  対策段階	<b>【発生段階】</b> ①未発生期 ②海外発生期 ③県内発生早期 ④県内感染期 ⑤小康期  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">             ③、④発生段階について、病原性等に応じた3段階の対策レベルを準備              (県独自取組)           </div>	<b>【対策段階】</b> ①準備期 ②初動期 ③対応期(4区分)  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">             病原体の性状や、検査や医療体制、治療薬等の普及状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。政府行動計画と同様にリスク評価を行う。           </div>
平時の準備	未発生期の対応として記載	対策段階を3期(準備期、初動期、対応期)とし、 <b>準備期の取組を充実</b>
複数の感染拡大への対応	— (比較的短期の収束が前提)	複数の感染拡大への対応 <b>対策の機動的切替え</b>
対策項目	6項目	<b>13項目に拡充</b> し内容を精緻化 ※次項目
計画の構成	発生段階ごとに各対策項目における実施対策を記載	対策項目ごとに各対策段階における実施対策を記載

〔13の対策項目〕

<p><b>①実施体制</b></p> <p>実効的な対策を講ずる体制を確保</p>	<p><b>②情報収集・分析</b> <b>分</b> <b>拡</b></p> <p>感染症情報センターを中心とした感染症情報の収集分析と対策の判断に際したリスク評価</p>	<p><b>③サーベイランス</b> <b>分</b></p> <p>感染症情報センターを中心として、各種サーベイランス事業の強化</p>	<p><b>④情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b> <b>拡</b></p> <p>平時からの双方向のコミュニケーション</p>	<p><b>⑤水際対策</b> <b>新</b></p> <p>国の動向を踏まえた関係機関との連携</p>
<p><b>⑥まん延防止</b></p> <p>医療ひっ迫時にはまん延防止等重点措置、緊急事態宣言等の措置を適時適切に実施</p>	<p><b>⑦ワクチン</b> <b>新</b></p> <p>円滑な接種を進めるための体制整備</p>	<p><b>⑧医療</b></p> <p>感染症法の基づく医療措置協定を締結することで、医療提供体制の確保</p>	<p><b>⑨治療薬・治療法</b> <b>新</b></p> <p>抗インフルエンザ薬の備蓄</p>	<p><b>⑩検査</b> <b>新</b></p> <p>・健康科学研究所の検査体制の整備と、医療機関、研究機関、民間検査機関との連携</p>
<p><b>⑪保健</b> <b>新</b></p> <p>保健所、健康科学研究所の人材育成を含む機能強化</p>	<p><b>⑫物資</b> <b>新</b></p> <p>感染症対策物質の備蓄と不足時に必要な物資の配布体制の整備</p>	<p><b>⑬県民生活・県民経済</b></p> <p>平時に事業継続等のための準備を行い、有事に安定化を図る</p>	<p>新：新規項目                  分：情報収集・サーベイランスを分割                  拡：項目が拡充されたもの</p>	

イ 計画全体を通して取組む横断的視点

- ①人材育成
- ②国及び関係機関との連携
- ③DXの推進

※政府行動計画における横断的視点  
 ①人材育成、②国と地方公共団体との連携、  
 ③DXの推進、④研究開発への支援、  
 ⑤国際的な連携

(2) コロナに対する県の取組の検証で明らかとなった課題を踏まえる

- ①医療提供体制の確保
- ②高齢者施設をはじめとする社会福祉施設の対策強化
- ③人材・物資の備えと確保
- ④保健所業務の効率化
- ⑤各種情報の共有、的確な情報発信
- ⑥デジタル化の推進
- ⑦実効性ある社会活動制限の実施と広域連携体制の構築

## 4 改定スケジュール

有識者会議を4回開催（予定）の上、令和6年度中に改定を行う

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1回有識者会議		県行動計画 改定素案作成	第2回有識者会議 改定案作成	第3回有識者会議 市町への意見聴取 県行動計画	パブコメ 		第4回有識者会議	県行動計画改定

### 有識者会議における議論について

開催回	開催日程（予定）	議論・ご意見をいただきたい内容
第1回	令和6年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県行動計画改定の方向性</u></li> <li>・ <u>各対策項目の県の取組について</u></li> </ul>
第2回	令和6年10月中旬～下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県行動計画改定素案について</li> </ul>
第3回	令和6年11月下旬～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県行動計画改定案について</li> </ul>
第4回	令和7年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント結果と県行動計画改定案への反映について</li> </ul>